

# 大阪府医師会勤務医部会規約

昭和 48 年 2 月 27 日	制 定
昭和 53 年 4 月 1 日	一部改正
昭和 63 年 5 月 25 日	一部改正
平成 11 年 6 月 1 日	一部改正
平成 17 年 6 月 1 日	一部改正
平成 20 年 6 月 4 日	一部改正

## 第 1 章 名称および設置

(名称および設置)

第 1 条 本部会は大阪府医師会勤務医部会と称し、大阪府医師会内に設置する。

## 第 2 章 組 織

(組 織)

第 2 条 本部会は大阪府医師会会員である勤務医をもって組織する。

## 第 3 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本部会は大阪府医師会の定款に則り、勤務医として医学医術の進展に寄与するとともに医療制度の改善に努め、勤務環境の向上ならびに部会員相互の福祉増進および親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 勤務医に関する建議および諮問の答申
- (2) 医学および医療制度に関する調査研究
- (3) 勤務医の福祉増進および親睦に関する事項
- (4) 勤務医に対する講習会および講演会の開催
- (5) 部会報、報告書等の刊行
- (6) その他本部会の目的達成に必要な事業

## 第 4 章 役員ならびに顧問および参与

(役 員)

第 5 条 本部会に次の役員を置く。

- (1) 部 会 長 1 名
- (2) 副部長 3 名
- (3) 常任委員 若干名

(役員を選出)

第6条 部会長1名、副部会長のうち1名、常任委員若干名については、大阪府医師会役員および部会員の中から大阪府医師会会長が指名する者をあてる。

2 副部会長のうち2名は常任委員中から常任委員会において候補者を選任し、第17条規定の委員総会において承認を得なければならない。

3 常任委員は別に定めるところにより各ブロック委員の中から選出する。

4 前3項に従って選出された役員は、大阪府医師会会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 部会長は本部会を代表し、会務を統轄する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の定めた順位により、その職務を代行する。

3 常任委員は本部会の会務を執行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし重任を妨げない。ただし、大阪府医師会役員任期によるものとする。

2 役員は、任期満了後であっても、後任者が決定するまではその職務を行わなければならない。

3 役員が任期中に異動、退職等によって選出ブロック外に移ったとき、または部会員の資格を喪失したときは、別に定めるところによる。

4 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問および参与)

第9条 本部会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は常任委員会の承認を経て部会長がこれを委嘱する。

3 顧問および参与は常任委員会、委員総会ほか、勤務医部会が主催する会合に出席して意見を述べるができる。

4 顧問および参与の任期は部会長の任期による。

## 第5章 常任委員会

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、部会長、副部会長、常任委員をもって組織し、部会長が必要と認めたときにこれを招集する。

(常任委員会の任務)

第11条 次に掲げる事項については、常任委員会の議決を経なければならない。

- (1) 委員総会の招集およびこれに提案すべき事項
- (2) 会務の運営に関する事項
- (3) 常任委員会の議決を経なければならないと定められた事項

## 第6章 ブロック委員

(ブロック委員)

第12条 別に定める各ブロックごとにブロック委員を置く。

2 ブロック委員の員数は別に定める基準によるものとする。

(ブロック委員の選出)

第13条 ブロック委員は別に定めるところにより、部会員の中から各ブロックにおいて選出する。

(ブロック委員の職務)

第14条 ブロック委員は主として、別に定める各ブロックにおいて本部会の事業推進にあたる。

(ブロック委員の任期)

- 第15条 ブロック委員の任期は各ブロックにおいて選出された日から2年間とする。ただし、任期終了日は第8条規定の役員の任期と同様とする。
- 2 ブロック委員は、任期満了後であっても、後任者が決定するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。
  - 3 ブロック委員が任期中に異動、退職等によって選出ブロック外に移ったとき、または部会員の資格を喪失したときは、別に定めるところによる。
  - 4 補欠によるブロック委員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第7章 委員総会

(委員総会)

第16条 委員総会はブロック委員および役員をもって組織し、部会長がこれを招集する。

(定例委員総会および臨時委員総会)

- 第17条 委員総会は、定例委員総会および臨時委員総会の2種とする。
- 2 定例委員総会は、毎年1回招集する。
  - 3 臨時委員総会は、部会長が必要があると認める場合にこれを招集する。

(議長)

第18条 委員総会の議長は、委員中より、当該委員総会ごとに部会長の指名により選任する。

(議長の職務)

第19条 議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、会議を主宰する。

(委員総会の任務)

- 第20条 次に掲げる事項については、委員総会の議決を経なければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 委員総会の議決を経なければならないと定められている事項
  - (3) 規約の変更に関する事項
  - (4) その他本部会の事業内容または運営方針の重要な変更に関する事項
- 2 部会長は、次に掲げる事項については委員総会に報告しなければならない。
- (1) 庶務および会計の概況に関する事項
  - (2) 事業の概況に関する事項
- 3 部会長は、第1項ただし書の規定により緊急を要するとして処理した事項については、次の委員総会において、その承認を得なければならない。

(委員総会の議事)

- 第21条 委員総会は、ブロック委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 委員総会の議事は、出席ブロック委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## 第8章 特別委員会

(特別委員会)

- 第22条 部会長は、必要があると認めるときは、部会長あるいは常任委員会の諮問機関として、特別委員会を設置し、これを招集することができる。
- 2 特別委員会の委員は、部会長が候補者を推薦し、常任委員会において選任する。

- 3 特別委員会の委員の数、定足数、議決要件等は、常任委員会において定めることができる。

## 第9章 大阪府医師会への報告ならびに承認

### (報告事項)

第23条 次に掲げる事項は、大阪府医師会長および大阪府医師会代議員会に報告しなければならない。

- (1) 会務報告
- (2) 委員総会における協議事項

### (承認事項)

第24条 本規約の変更は、委員総会において協議し、大阪府医師会理事会の承認を得なければならない。

## 第10章 雑 則

### (規約施行細則)

第25条 規約の施行に関して必要な事項は、委員総会の議決を経て別に細則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 本規約は平成20年6月4日より施行する。